



一般社団法人

茨城県保険医協会

出版物のご案内

2022年7月発行

# 労災診療・交通事故診療の手引

2022年4月版

全国保険医団体連合会発行 B5判 88ページ  
会員価格 1,200円(定価 1,500円) ※税・送料込み

## 図表を多用してわかりやすく解説!!

- ◆労災の「非指定医療機関」にとっては、労災点数の請求方法、点数の構造などは馴染みがなく、そのために苦手意識が先に立ち、ハードルが高くなってしまっていることがあります。実際、労災点数の仕組みがわからず、いざ労災の患者が受診された際に、右往左往してしまうこともあるようです。
- ◆本書では、表や様式をできるだけ掲載するなどして、わかりやすくまとめています。
- ◆また、労災医療のほか、交通事故(自賠責など)の請求についてもまとめており、医療事務者必携の書です。

### ■主な内容■

- ・労働者災害補償保険
- ・公務員災害補償
- ・交通事故医療費の請求
- ・自賠責保険・共済  
診療報酬明細書記載要領  
(入院外)(新基準)
- ・自動車事故の重度後遺障害者介護料支給事業

連絡先：一般社団法人 茨城県保険医協会

〒300-0038 茨城県土浦市大町 12-31

TEL029(823)7930 FAX029(822)1341

E-mail:info@ibaho.jp

### 注文書

切り取らずこのままFAX029-822-1341へお送りください

医療機関名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_ ※必ずご記入ください。

住所 (〒 \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

注文数 ( \_\_\_\_\_ 冊) × 価格 ( 1,200円(会員価格) or 1,500円(定価) ) = 合計( \_\_\_\_\_ )円

代金支払方法 座振替・代引き ※いずれかに○をつけてください(座振替は会員のみ利用可)。  
※代引きは、代引き手数料として330円いただきます。

## 第1部 労災診療（労働者災害補償保険、公務員災害補償）

労働保険に加入している事業所で発生した業務上の傷病（業務災害）、又は通勤による災害（通勤災害）に対し、労働者災害補償保険法（労災保険）により、療養（補償）給付、休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付、葬祭料・葬祭給付、傷病（補償）年金、介護（補償）

給付が行われる。療養補償については、診察等に伴う患者負担がない。

労災保険の対象とならない国家公務員、地方公務員については、別に公務員災害補償法が定められている。

### 第1章 労働者災害補償保険

#### 第1節 療養（補償）給付

##### ① 担当する医療機関

労働局長の指定する労災指定医療機関によるのが原則だが、非指定医療機関でも労災保険の患者の診療を行うことができる。

※ 指定医療機関になるには、管轄する労働局（⇒P.74）に指定申請書を提出する。

##### ② 医療機関での取り扱い

###### (1) 指定医療機関の場合

「療養の給付請求書」（様式第5号＝業務災害用・別紙1（⇒P.67））又は「療養の給付請求書・通勤災害用」（様式第16号の3＝通勤災害用・別紙2（⇒P.68））を傷病労働者より徴収する。

また、指定医療機関から別の指定医療機関に変更した場合は、「指定病院等（変更）届」（様式第6号＝業務災害用又は第16号の4＝通勤災害用）を傷病労働者より徴収する。

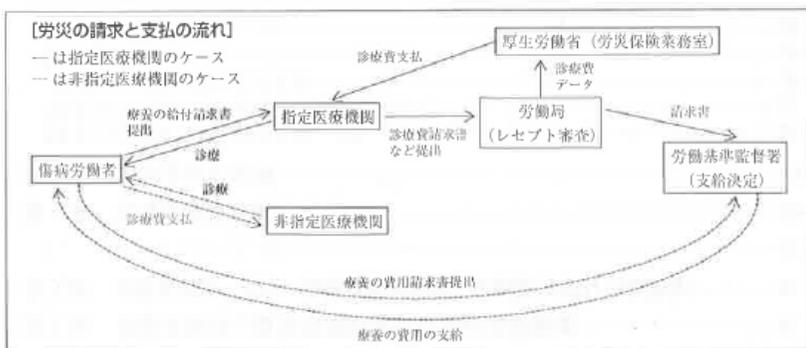
この際注意すべきことは業務上災害の確認であり、請求書の災害発生状況と患者の説明及び症状から、業務上か否かの判断を行い、不審又は疑義のある場合は、所轄の労働基準監督署に連絡する。

###### (2) 非指定医療機関の場合

下記の図に示したように療養補償給付たる療養の給付は、原則、指定医療機関で行われるべきであるが、必要があれば非指定医療機関で行うことができる。その場合は療養費払いのため、窓口で直接、患者から支払いを受ける。患者には、労災診療費算定基準の範囲で償還される。

医療機関は、患者が償還を受けるために持参する「療養の費用請求書」（様式第7号＝業務災害用・別紙6（⇒P.72））又は様式第16号の5＝通勤災害用・別紙7（⇒P.73）に証明する。

※ 「療養の費用請求書」の証明に係る文書料は、領収明細書の扱いのため無償となる。



#### 疾患別リハビリテーション、介護牽引及び消炎鎮痛等処置の併施

介護牽引・消炎鎮痛等処置の併施  
手技・器具・湿布（異なる部位(局所)に行った場合に限る）

湿布 + 介護牽引・手技・器具  
合計2部位(局所)まで

又は

介護牽引・手技・器具  
合計3部位(局所)まで

\* 湿布処置は、四肢加算の倍率の異なる部位に行なわれた場合は、倍率毎に算定、合算することができる。

疾患別リハビリテーション・介護牽引・消炎鎮痛等処置の併施  
手技・器具（介護牽引と消炎鎮痛等処置は、異なる部位(局所)に行った場合に限る）

リハビリ + 介護牽引・手技・器具  
いずれか1部位(局所)

又は

介護牽引・手技・器具  
合計3部位(局所)まで

疾患別リハビリテーション・消炎鎮痛等処置の併施  
湿布

リハビリ + 湿布  
1部位

疾患別リハビリテーション・介護牽引・消炎鎮痛等処置の併施  
手技・器具・湿布（介護牽引と消炎鎮痛等処置は、異なる部位(局所)に行った場合に限る）

リハビリ + 湿布 + 介護牽引・手技・器具  
1部位

又は

湿布 + 介護牽引・手技・器具  
合計2部位(局所)まで

又は

介護牽引・手技・器具  
合計3部位(局所)まで

\* 湿布処置は、四肢加算の倍率の異なる部位に行なわれた場合は、倍率毎に算定、合算することができる。